

平成21年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

平成21年6月12日（金）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第35号 瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第36号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第37号 平成21年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 発議第3号 ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書について
- 日程第6 発委第2号 議員派遣について
- 日程第7 議員派遣について
- 日程第8 土地財産調査特別委員会の中間報告の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	清水 治	3番	熊谷 祐子
4番	西岡 一成	5番	庄田 昭人
6番	森 治久	7番	棚橋 敏明
8番	広瀬 武雄	9番	山田 隆義
10番	広瀬 捨男	11番	松野 藤四郎
12番	土田 裕	13番	小寺 徹
14番	若井 千尋	15番	小川 勝範
16番	堀 武	17番	星川 睦枝
18番	藤橋 礼治	19番	若園 五朗
20番	広瀬 時男		

本日の会議に欠席した議員

2番 土屋 隆義

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長 堀 孝正 副市長 豊田 正利

教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	新 田 年 一	市民部長兼南 庁舎管理部長	伊 藤 脩 祠
福 祉 部 長	石 川 秀 夫	都市整備部長	福 富 保 文
調 整 監	水 野 幸 雄	環境水道部長	河 合 信
会 計 管 理 者	広 瀬 幸 四 郎	教 育 次 長	林 鉄 雄

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷺 見 秀 意	書 記	清 水 千 尋
書 記	棚 瀬 敦 夫		

開議の宣告

議長（小川勝範君） これより本日の会議を開きます。

奥田企画部長より、6月10日の会議における発言について訂正したい旨の申し出がありましたので、会議規則第65条の規定によりましてこれを許可します。

奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、議長の許可を得ましたので発言をさせていただきたいと思えます。

一昨日の一般質問におきまして、棚橋敏明議員の今後の財源確保についての質問に対する答弁の中で、私が当日の新聞記事を指し示しまして、これですが、「消費税12%が前提」と言うべきを、何を勘違いしましたのか、消費税が「20%」と誤って発言をしたようでございます。新聞にも書かれておりますように「12%」が正しい数字でありますので、よって、ここに深く陳謝し、発言の訂正を申し上げますので、よろしくお取り計らいをいただきますようお願いいたします。

議長（小川勝範君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

4件の報告をします。

まず2件については、鷲見議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（鷲見秀意君） 議長にかわりまして2件報告します。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により、監査委員から受けております。検査は平成21年4月分が実施されました。

まず一般会計・特別会計分については、平成21年度歳入現況表において前月末調定累計と収入未済額に赤字計上された科目が見受けられた。これは年度更正の処理誤りと調定漏れによるものと思われる。新年度の4月分において3月末処理ということはあり得ないことである。また、調定は歳入を収納する前提行為として請求権が発生した時点において行うのが建前であるとする。調定については前年度においても指摘した事項であり、各科目の調定期を再確認し、今後は適正に処理していただきたい。

次に、水道事業会計分については、平成21年4月末現在における現金、預金及び借入金金額並びに企業出納員から提出された試算表その他の資料に記載されたこれらの金額は、当初提出された検査調書に誤りがあったが、再提出により、最終的にはいずれも関係帳簿等の記載金

額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。なお、検討いただき改善願いたいこととして、監査に提出される出納検査調書については精査されたものを提出すべきであり、今後、決裁チェック、職務体制等を見直し、適正に処理されたい。これが財務報告の信頼性につながると考えるとの報告でした。

関連して2件目ですが、地方自治法第199条第5項の規定による随時監査の結果報告を、同条第9項の規定により、監査委員から受けております。監査は5月28日に、監査対象とした工事に関する随意契約の業務執行について、抽出した8課31件の工事を対象に関係書類等の資料提示を求め、瑞穂市契約規則、規則取扱要領などに基づき実施されました。

監査の結果は、工事施行伺いから完成検査までの一連業務執行について、地方自治法施行令や瑞穂市契約規則等の拡大解釈、書類不備、記載事項の間違いや、業者選定と施工業者の偏りが見受けられた。見積書は2社以上からと定められており、1社随契の場合は規則等で限定される。事務処理の向上を図り、選定方法の検討を行うとともに、地方自治法、瑞穂市契約規則等に基づき適正な事務処理を行い、最小の経費で最大の効果が得られるよう改善願いたい。

以上のことから、次の2点を契約担当課に要望する。法令等に基づく適正な事務処理が図られるよう、瑞穂市契約規則、規則取扱要領等の全職員に対する研修等の実施、常に瑞穂市全体の随意契約が把握できるような体制の構築、これらは内部牽制、内部監査並びに情報公開という観点からも必要と考えるとの報告でした。以上でございます。

議長（小川勝範君） 以上報告した2件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

3件目は、お手元に配付しましたとおり、6月2日、若井千尋君から、発議第3号ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書についてを受理しましたので報告します。これについては後ほど議題としたいと思います。

最後、4件目は、お手元に配付しましたとおり、本日、議会改革特別委員会 堀委員長から、発委第2号議員派遣についてを受理しましたので報告します。これについても後ほど議題としたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第35号について（質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第2、議案第35号瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第36号について（質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第3、議案第36号瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

議案第36号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第37号について（質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第4、議案第37号平成21年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第3号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第5、発議第3号ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

14番 若井千尋君。

14番（若井千尋君） 議席番号14番 若井千尋でございます。

ただいま小川議長のお許しをいただきましたので、意見書を提出させていただきます。

森治久議員、清水治議員に賛成をいただきまして、ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書（案）を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書。

現下の厳しい雇用状況の中で、求職や各種助成金の申請、職業訓練の申し込みなどで、地域のハローワークの窓口は、大変な混雑を呈しており、中には、窓口で3時間、4時間待ちの状況が生じており、窓口機能が極端に低下している状況が見られます。

また、休日・夜間の相談を求めるニーズも高くなっており、現状では対応に苦慮している実

態も見られます。

こうした状況に対応するため、今般の「経済危機対策」においてハローワークの機能強化を図るため、人員・組織体制を抜本的に充実・強化することが決定されています。

ついては、下記の点に配慮の上、機能強化を図るよう強く要請します。

記１．ハローワークの職員や、相談員の増員に当たっては、単に窓口業務が集中する都市部に重点配分するだけでなく、地方のハローワークの業務の実態に応じて、適切な配分を行うこと。また、雇用調整助成金の窓口相談に当たっては、つなぎ融資の制度などについても、適切な情報提供を行うよう努めること。

２．地域の実情に応じて、夜間、休日の窓口業務の開庁を行うなど機能強化を図ること。

３．ジョブカードの推進に当たる職業訓練情報等連携推進員については、ジョブカフェなどへの重点配分を行い、若者学生などの就職相談機能を強化すること。

４．雇用調整助成金の申請に当たっては、申請アドバイザーの機能を強化するとともに、アウトリーチの相談体制や、必要に応じて社会保険労務士の活用を図るなどきめ細かな体制整備を図ること。

なお、提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6 発委第2号について（趣旨説明）

議長（小川勝範君） 日程第6、発委第2号議員派遣についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

議会改革特別委員長 堀武君。

議会改革特別委員長（堀 武君） 議会改革特別委員会委員長 堀武。議員派遣について。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第110条及び瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出しましたので、よろしくお願いいたします。

内容につきましては皆さんに配付のとおりですが、読み上げさせていただきます。

- (1)目的、議会改革及び駅前開発整備事業に関する調査及び意見交換。
- (2)派遣場所、三重県伊賀市及び京都府京都市。
- (3)期間、平成21年7月23日より7月24日の2日間。
- (4)派遣議員、全議員（20人）。

(5)先進事例、三重県伊賀市（人口約10万1,000人）の議会（議員定数28人）は、平成19年第1回市議会定例会で議会基本条例を制定されるなど、議会改革の先進地である。この条例の特徴として、市民にわかりやすい議論や審議論点を明確化させるため、「一問一答方式の導入」や「行政への反問権の付与」などがある。また条例制定までの取り組みとして、検討委員会を設置しての素案作成や、パブリックコメントを実施して市民からの意見聴取などをされている。この他、インターネットでの情報発信では、議会活動の月別一覧報告、次回定例会の日程、議長交際費などを掲載し充実した内容となっている。

京都市（人口約146万人）では、右京区の太秦で、新たに設置された太奏天神川駅の駅周辺整備事業として、土地区画整理事業と市街地再開発事業を一体的施行によって進められた。土地区画整理事業では、地下鉄東西線と京福電鉄嵐山線を良好に接続し、駅前広場など公共施設の整備・改善を行うことにより、交通拠点としての整備及び右京区の顔としてふさわしい町並みづくりを目指し、安全で快適な住環境整備を進められた。市街地再開発事業では、区総合庁舎や図書館などの行政サービス施設や、利便性の高い都市型住宅などから成る再開発施設を建設し、にぎわい空間の創出を目指した整備をされた。

以上でございます。全会一致で御賛同いただき、研修に参加されますようお願いいたします。

以上、ひとつよろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発委第2号議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

日程第7 議員派遣について

議長（小川勝範君） 日程第7、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり議員派遣を、瑞穂市議会会議規則第161条の規定により提出しております。内容については、平成21年7月16日から7月17日の2日間と、平成22年1月21日から1月22日の2日間、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員短期研修に、研修所で受講決定された人数により議員を派遣し、現在の地方行政を取り巻く諸課題について考える一助としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり決定しました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

議事の都合によりまして暫時休憩します。

休憩 午前9時47分

再開 午前10時18分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第8 土地財産調査特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（小川勝範君） 日程第8、土地財産調査特別委員会の中間報告の件を議題にします。

土地財産調査特別委員会で継続調査事件となっています土地財産の管理状況の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

土地財産調査特別委員会委員長 若園五朗君。

土地財産調査特別委員長（若園五朗君） 土地財産調査特別委員会の実施状況について報告させていただきます。

本委員会は、平成20年6月定例会において設置されてから今日までに10回にわたり開催し、そのうち第1回開催から第3回につきましては9月定例会、第4回開催から第8回分までの状況を3月定例会に第2回目の中間報告として報告させていただきましたので、今回は第9回、第10回の状況について報告させていただきます。

第9回につきましては、平成21年4月27日に開催し、普通財産の処分の状況及びこれからの処分の予定などの報告がございました。また、会議において、財産の処分方法のルールの検討、普通財産の取得の経緯、取得金額の調査を事務局に指示しました。

第10回につきましては、平成21年5月12日に開催し、財産の処分方法について事務局から提案があり、その検討を行い、普通財産の取得経緯及び取得金額について、事務局から提示された資料について協議をいたしました。

内容は、現在までの経緯の説明の中で、土地開発公社の取得金額、現在の未利用地を、前に戻って、土地開発公社の取得金額4億3,101万8,030円に対し、市が土地開発公社から取得した金額は5億8,018万8,608円、その差額は利息などの経費を含めると1億4,917万578円でございます。その差額の1億4,900万、約1億5,000万について行政が負担し、市民の税金を使ったということになりまして、今後この未利用地をどう生かすか、あるいは今までの経緯の説明責任を、どうしてこうなったかということも今後議論することになりました。

その内容について、もし当時取得の議会で会議録があればそれを調べるとというのが1点ございました。また、その未利用地を在庫商品と同じであると置きかえれば、それが現金化されていけば、5億8,000万あれば他に利用でき、財政が楽になるというような議論をしました。在庫を持つということは利息がかかっているのと同じことだから費用を算出してほしいという意見も出ました。また、土地開発公社から個人の土地を取得したときに租税措置法の5,000万控除を受けられておることについての問題はないか、その辺も監査して今後調べることになりました。

以上のことで、原点に戻って精査することになり、次回は6月23日火曜日9時半から、今までの経緯の内容をすべて協議することとなりました。

5月12日の土地財産調査特別委員会のその他の中には、駅北の昭和工業の砂場までの三角地、その土地は今後どういうふうになっていくのかその経過報告と、そして、町営住宅跡地に駐車している車があると。その車の駐車方法について問題があり、掲示板等で掲示して市の財産として今後表示することの意見が出ました。また、穂積駅の北西側の空き地利用の方法については、現在さくをしているだけでございますので、それも早期に土地利用を考えてほしいと事務

局に指示を出しました。次回の会議においてより詳細な調査を事務局に依頼したところでございます。

以上、本委員会の第9回、第10回までの土地財産調査特別委員会の開催概要並びに調査の状況を述べ、第3回の中間報告とさせていただきます。平成21年6月12日、土地財産調査特別委員会委員長 若園五朗。以上です。

議長（小川勝範君） これで土地財産調査特別委員会の中間報告は終わりました。

土地財産調査特別委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

閉会の宣告

議長（小川勝範君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第2回瑞穂市議会定例会を閉会します。御苦労さんでした。

閉会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年6月12日

瑞穂市議会 議長 小川勝範

議員 広瀬時男

議員 清水治